

船員雇入契約書

株式会社 海上労働船舶 (甲) と船員 国土太郎 (乙) は、以下の条件に基づき雇入契約を締結する。

雇用期間	無期 (2022年4月1日～)			
雇入期間 (乗船期間)	乗船から6カ月間 ※やむを得ない場合は、甲乙で協議の上、最長○週間/○日間延長することができる。			
乗り組む船舶	名称	海 労 丸	総トン数	55,952G/T
	用途	油 送 船	就航航路又は 操業海域	日本～北米
従事する職務	一等航海士			
基準労働期間、 労働時間、休憩時間、 休日、休暇	1. 基準労働期間 1年(毎年4月1日～3月31日)とする。 2. 労働時間 (1) 1日8時間とする。 (2) 1週間あたり40時間とする。 (3) 上記のほか、労使協定による所定時間外労働を行う場合がある。 3. 休憩時間 1日10時間以上とする。 4. 休日 (1) 1週間あたり1日 (2) 基準労働期間につき、1週間当たり平均2日 5. 休暇 1年継続勤務した場合、25日の有給休暇を付与する。			
給料その他の報酬の 決定方法及び支払い	1. 給料その他の報酬の決定方法 (1) 基本賃金の額 ○○○○○円/月 (2) 諸手当の額又は決定方法 ① 乗船手当：△△△△円/月 ② 家族手当：□□□□円/月 ③ タンカー手当：××××円/月 ④ 時間外割増手当：割増賃金率 130% ⑤ 補償休日労働手当：割増賃金率 140% ⑥ 上記のほか○○等の作業に従事した場合、作業手当を支払う。 2. 給料その他の報酬の支払い (1) 支払い方法：乙の指定する口座に全額振り込む。 (2) 賃金支払日：毎月25日 (3) 賃金支払時の控除：租税及び社会保険料を控除する。			
災害補償	1. 労災保険：加入 2. 船員保険：加入 3. 雇用保険：加入 4. 民間の災害保険：P&I保険加入 5. その他の災害補償：なし			

退職、解雇、 休職及び制裁	<p>1. 退職 乙の都合で退職するときは、退職する7日以上前に甲に届け出ること。</p> <p>2. 解雇 甲は乙が著しく職務に不相当であると認められたときは解雇することができる。この場合、理由を付した書面により乙に通知する。</p> <p>3. 休職 船員が疾病により職務に従事することができないときは、遅滞なくその旨を甲に届け出ること。</p> <p>4. 制裁 乙が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときは、甲は書面により通知のうえ、休職、減給、戒告等の処分を行う。</p> <p>5. 契約解除 甲又は乙は24時間以上前に書面により申し入れた場合は、雇入契約を解除することができる(※)。上記にかかわらず、甲の都合により雇用契約を解除するときは、甲は乙に1か月前に通知することを原則とし、当該通知を行うことができない場合は、乙に1か月分の給料を補償するものとする。※期間の定めがある契約の場合は削除すること。</p>
海賊行為による 被害を受けた場合 における措置	<p>1. 海賊行為により船上又は船外で拘束された場合、海賊から解放され適切に送還されるまで又は拘束中に死亡した日までの間、雇入契約は継続する。</p> <p>2. 上記の場合、雇入契約に基づく給料その他の報酬も継続する。</p>
送 還	<p>1. この雇入契約が終了したとき若しくは甲又は乙が雇入契約を解除したときは、甲は乙の下船地から居住地までの送還を行う。</p> <p>2. 下船の理由が乙に責がある場合において、甲は送還を行ったときは、乙の帰着後に送還に係る費用を請求するものとする。</p>
予備員制度又は 交替乗船制の概要	<p>予備員制度：有 予備員を分けて、陸上勤務員、待機員、研修員及び休暇員とする。</p>
労務管理責任者の 氏名及び連絡先	<p>氏名：労務 管太 E-mail：kanta.roumu@jpnxx.co.jp Tel：XXX-YYYY-ZZZZ</p>

以上の契約を証するため本契約書2通を作成し、各自記名の上、それぞれ1通を保有する。

契約締結日・場所	2022年 4月 1日 (株) 海上労働船舶 本社	
船舶所有者の名称等	<p>住 所 東京都千代田区△△△</p> <p>氏名又は名称 株式会社海上労働船舶</p> <p>取締役社長 海上 労太郎</p>	
船員の氏名等	<p>住 所 横浜市南区×××</p> <p>氏 名 国 土 太 郎</p> <p>生 年 月 日 平成3年2月1日</p>	

【船員雇入契約書作成要領】

別添モデル様式の左の欄に関する事項について、以下を参考にして記載してください。

就業規則を地方運輸局等の事務所に届け出ている船舶所有者にあっては、就業規則の関連規定を引用しても構いませんが、その場合は就業規則の当該部分の写しを同時に交付してください。

また、記載内容に変更が生じた場合は、雇入契約書の変更が必要になります。ただし、引用した就業規則の変更（届出されている場合に限る。）に伴う場合は、雇入契約書の変更は不要です。

1. 「雇用期間」欄については、無期労働契約の場合はその旨（「無期」等）と、有期労働契約の場合はその期間（2. 雇入期間と同様の場合はその旨を、違う場合は「○年4月1日～△年3月31日まで」等）を記載してください。
2. 「雇入期間（乗船期間）」欄については、期間の定めがある場合はその期間（「乗船から6カ月間 ※やむを得ない場合は、甲乙で協議の上、最長○週間延長することができる」等）、航海をもって定められたときはその旨（「横浜ロンドン間1航海、横浜帰着後2日後まで」等）を記載してください。
3. 「乗り組む船舶」欄については、船舶の名称、総トン数、用途（漁船の場合は従事する漁業の種類）、就航航路又は操業海域を記載してください。船舶所有者に属する複数の船舶における労働条件が同一であり、それらの船舶に乗船することについて船員が同意する場合は、当該船舶をまとめて記載しても構いません。
4. 「従事する職務」欄については、船員が従事する予定の職務を記載してください。
交代制勤務により雇入契約期間内に複数の職務を交代で行う場合は、例えば「**一等航海士、二等航海士（月4日）**」のように記載しても構いません。
5. 「基準労働期間、労働時間、休息时间、休日及び休暇」欄については、基準労働期間、1日及び1週あたりの労働時間、時間外労働の有無、1日の最低休息时间、1週あたりの休日数、休日労働の有無、有給休暇の日数、その他の休暇の日数を記載ください。年間で付与する休日・休暇の日数を定めている場合は、「**1年について120日**」のように記載してください。
漁船については、基準労働期間等適用のないものについては、記載しなくて構いません。また、指定漁船であって、操業中と航行中で労働時間や休日等の労働条件が異なる場合は、「**操業中○○時間、航海中××時間**」のようにそれぞれ記入してください。
6. 「給料その他の報酬の決定方法及び支払に関する事項」欄については、基本給（月額）については必ず具体的な額を記載してください。諸手当については毎月定額で支払うものについてはその額を、時間数等に依じて支払うものについてはその算定方法を記載してください。なお、基本給と諸手当の総額をまとめて記載しても構いません。
また、報酬が歩合によって支払われる場合は、一月あたりの一定額及び持歩率、歩合給の計算方法等を記載してください。
支払い方法については、口座振込・手渡しの別、支払日、賃金支払時に控除するものを記載してください。
7. 「災害補償」欄については、労災保険、船員保険、雇用保険、そのほかの民間の災害保険の加入のほか、乗船中の災害について船舶所有者が行う補償等について記載してください。
8. 「退職、解雇、休職及び制裁」欄については、雇入契約中に船員の解雇、退職、休職、制裁をする場合とその手続き（期間の定めのない雇入契約等にあっては契約を解除する場合の手続き）について記載してください。

9. 「海賊行為による被害を受けた場合における措置」欄については、海賊行為により船上又は船外で拘束された場合、海賊から解放され適切に送還されるまで又は拘束中に死亡した日までの間、雇入契約が継続すること及び当該契約に基づく給料その他の報酬が継続することについて記載してください。
10. 「送還」欄については、送還を行う場合及びその費用負担について記載してください。
11. 予備員制度又は交代乗船制（乗下船の都度雇入契約の成立等の届出を行わないような形態：いわゆる回り休暇乗船制）をとる場合は、その内容を記載してください。
12. 「労務管理責任者の氏名及び連絡先」欄については、船舶所有者が選任した労務管理責任者の氏名及び連絡先を記載してください。

<就業規則を引用する場合の記載例> 船員雇入契約書

株式会社 海上労働船舶 (甲) と船員 国土太郎 (乙) は、以下の条件に基づき雇入契約を締結する。

雇用期間	無期 (2022年4月1日～)
雇入期間 (乗船期間)	乗船から6カ月間 ※やむを得ない場合は、甲乙で協議の上、最長〇週間/〇日間延長することができる
乗り組む船舶	就業規則の定員表に掲げる船舶のうち、甲が指名する船舶
従事する職務	二等航海士 (ただし、船長下船時等に一等航海士の職務を行うことがある。)
基準労働期間、労働時間、 休息时间、休日、休暇	就業規則第24条～第43条に定めるところによる。 また、乙は船員法に定める休息時間が付与される。
給与その他の報酬の 決定方法及び支払い	基本給 (月給) : ×××,000円 歩合給制度なし。 その他の報酬、給与等の支払い方法等については、就業規則第45条～第59条及び第61条に定めるところによる。
災害補償	乙は労働者災害補償保険法及び船員保険法に基づく給付によるほか、就業規則第70条～第71条による給付を受けることができる。
退職、解雇、休職 及び制裁	退職、解雇については就業規則第12条～13条、休職については同規則第10条、制裁については同規則第79条～第81条、退職手当については同規則第15条に定めるところによる。また、退職にあたり乙は雇用保険法に基づく失業給付を受けることができる。 甲又は乙は24時間以上前に書面により申し入れた場合は、この契約を解除することができる。上記にかかわらず、甲の都合により契約を解除するときは、甲は乙に1か月前に通知することを原則とし、当該通知を行うことができない場合は、乙に1か月分の給料を補償するものとする。
海賊行為による 被害を受けた場合 における措置	就業規則第8条に定めるところによる。
送 還	就業規則第60条に定めるところによる。
予備員制度/ 交替乗船制の概要	予備員制度あり。詳細は、就業規則第9条に定めるところによる。
労務管理責任者の 氏名及び連絡先	氏名 : 労務 管太 E-mail : kanta.roumu@jpnxx.co.jp Tel : XXX-YYYY-ZZZZ

以上の契約を証するため本契約書2通を作成し、各自記名の上、それぞれ1通を保有する。

契約締結日・場所	2022年 4月 1日 (株) 海上労働船舶 本社
船舶所有者の名称等	住 所 東京都千代田区△△△ 氏名又は名称 株式会社海上労働船舶 取締役社長 海上 労太郎
船員の氏名等	住 所 横浜市南区××× 氏 名 国 土 太 郎 生 年 月 日 平成3年2月1日